

「景品表示法」とは? # # # # # # # # #

～景品表示法の概要～

消費者なら誰もが、より良い商品・サービスを求めます。

しかし、実際よりも良く見せるように表示されたり、過大な景品が付けられたりすると、それらにつられて質の良くないものを買ってしまうおそれがあります。このような不当な表示や不当な景品から消費者の利益を守るための法律が、「景品表示法(正式名称:不当景品類及び不当表示防止法)」です。

景品表示法の概要

景品表示法の目的

消費者による自主的かつ合理的な商品・サービスの選択を阻害するおそれのある行為を禁止することにより、消費者の利益を保護する。



不当な
顧客誘引の
防止

不当な表示の禁止
(13p~41p)

品質や価格についての情報は、消費者が商品・サービスを選択する際の重要な判断材料であり、消費者に正しく伝わる必要があります。

優良誤認表示 9p の禁止
(品質、規格等についての不当表示)

有利誤認表示 13p の禁止
(価格、取引条件についての不当表示)

その他誤認されるおそれのある表示 17p の禁止

「表示」とは?

事業者が商品・サービスの内容、取引条件について行う広告等の表示
例)
●チラシ ●パンフレット ●ポスター
や看板 ●新聞や雑誌の広告
●テレビCM ●インターネット広告
●セールストーク など

過大な景品類の提供の禁止
(23p~25p)

消費者が景品に惑わされ商品・サービスを選ぶようになると、質の良くない商品や価格の高いものを買わされて不利益を被るおそれがあります。

一般懸賞による景品類の提供制限

共同懸賞による景品類の提供制限

総付景品の提供制限

「景品類」とは?

商品・サービスの取引に付随して、相手方に提供される物品・金銭等の経済上の利益
例)

- 一定額以上の買い物をした人に抽選で提供される賞品
- 来店者にもれなく提供される粗品
- 商店街の福引きセールで提供される旅行券など

自主的かつ合理的に、良い商品・サービスを選べます。

食品表示法と景品表示法

- 景品表示法が保護するのは一般消費者の利益です。
- 景品表示法は、「特定の表示をあらかじめ義務」づける表示ではなく、実際のものよりもすごくいいものだと誤った判断を一般消費者に与えるほどの虚偽・誇大広告を禁止する法律です。
- 表示規制は法律の趣旨・目的により、規制のスタイルが異なります。
- そこで、景品表示法の性格を確認しましょう。

平成25年秋以降、ホテルが提供する料理等のメニュー表示に関して、表示と異なる食材が使用されていた事実が次々と明らかとなり、消費者の安全・安心が揺るがされている事態(いわゆる食品表示等問題)が発生しました。

表示は義務?

基本的には、●表示する・しない ●表示の仕方は、事業者の自由です。



……
そうすると……

本当に必要な事例が表示されない
おそれがある

虚偽や誇大等の不適切な表示をされる
おそれがある

それぞれに対応する法律が必要となります。



一定の事項の表示を義務付ける法律

不当な表示を禁止する法律



食品表示法

- 法律で表示事項を義務付けています。
(例:食品の賞味期限を年月日で表示 等)

景品表示法

- 法律で特定の表示を義務付けず、
禁止事項を定めた法律です。
- 違反等のチェックは、個別かつ
具体的に判断します。



1

この問題を受けて、消費者庁では、
違反事業者に対して措置命令を行ったほか、
メニュー表示等に係る
景品表示法上の考え方(33p)を公表しました。

2

また平成26年には2度にわたって
景品表示法の改正が行われ、1度目の法改正では、
事業者が講すべき必要な措置(27p)が定められたほか、
行政の監視指導体制の強化が図られました。

3

2度目の法改正を受けて、
景品表示法に課徴金制度(30p)が
導入されることになりました。

うそや大きな表示など、消費者をだますような表示を禁止しています。

品質や価格などは、消費者が商品・サービスを選ぶ重要な基準になりますから、その表示は正しく、分かりやすいことが大前提です。ところが、商品・サービスの品質や価格について実際よりも著しく優良又は有利と見せかける表示が行われると、消費者の適切な商品・サービスの選択が妨げられてしまいます。このため、景品表示法では、一般消費者に誤認される不当な表示を禁止しています。

表示とは?

顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品・サービスの品質、規格、その他の内容や価格等の取引条件について、消費者に知らせる広告や表示全般を指します。

不当表示には大きく分けて3つの種類があります。

不当表示の禁止概要

優良誤認表示 9p

[商品・サービスの品質、規格、
その他の内容についての不当表示]

有利誤認表示 13p

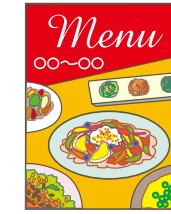
[商品・サービスの価格、
その他の取引条件についての不当表示]

その他誤認されるおそれのある表示 17p

[一般消費者に誤認される恐れがあるとして
内閣総理大臣が指定する不当表示]

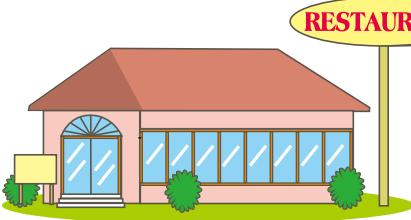
- 無果汁の清涼飲料水等
- 商品の原産国
- 消費者信用の融資費用
- 不動産のおとり広告
- おとり広告
- 有料老人ホーム

対象となる表示例



チラシ、パンフレット、カタログ

店内のメニュー、セールストーク



ポスター、看板

店頭用食品サンプル

容器、パッケージ、ラベル

ダイレクトメール、ファクシミリ広告

ディスプレイ(陳列)、実演広告

新聞、雑誌、出版物、テレビ・ラジオCM

セールストーク(訪問・電話)

インターネット上の広告、メール